

転入届の手続き

R7.4.1改

他の市区町村から引っ越ししてこられた方は、城陽市にお住みになってから14日以内に、転入届を市役所市民課に提出してください。

届出には、前の市区町村発行の**転出証明書と本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険証など）が必要です。

国外から転入される方は、パスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要です。

外国人住民の方は、「**在留カード**」「**特別永住者証明書**」を持参して手続きをしてください。

◆転入に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方	手続きの内容	担当課
印鑑登録をされる方	新たに印鑑登録の手続きをしてください。	
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方・申請中の方	カードを持参して手続きをしてください。 ※マイナンバーカード・住民基本台帳カードは、住所変更手続きを行うことなく <u>90日を経過すると失効します</u> 。お早目にお手続きください。	
住民基本台帳カードをお持ちの方	■マイナンバーカード交付申請中に、転出及び転入手続きをされた方は、再申請が必要です。 窓口にお申し出ください。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
し尿収集を希望される方	新規の申込手続をしてください。	
水道(下水道)の開栓手続きを希望される方	水道(下水道)開栓の申込手続をしてください。 上下水道部経営管理課でも受け付けています。 (TEL 52-4801 平川広田67番地)	
加入者 自営業等の方 第1号被保険者	年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
既に年金を受給している方	年金受給権者住所変更届(国保医療課にあります)を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務所が現況確認できた方は手続き不要です。	
年金を受給していない 60~65歳の方	基礎年金番号住所変更届を年金事務所へ提出してください。	
城陽市の国民健康保険に加入される方	転入届と同時に印鑑を持参して加入手続をしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に加入されている方	転入届と同時に印鑑・負担区分証明書を持参して手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】の助成を受けている方	健康保険証・印鑑・所得証明書を持参して手続きをしてください。	
子育て支援医療を受けている方	お子様が加入している健康保険証・印鑑を持参して手続きをしてください。	
125cc以下のバイクをお持ちの方	再登録用廃車済み証明・印鑑を持参して登録、ナンバープレート交付の手続きをしてください。	税務課 ☎56-4024 本庁舎2階

(裏面につづく)

対象の方	手続きの内容	担当課	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳・印鑑等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	福祉課 ☎56-4033 西庁舎1階	
自立支援医療費の給付を受けている方	受給者証・印鑑等を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けている方	障害者手帳・印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
児童手当を受けている方	前住所地の転出証明書の転出予定日の翌日から15日以内に請求手続をしてください。お子様と別居される場合も、届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階	
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方	手当証書・印鑑を持参して住所変更届をしてください。		
生後4カ月までの赤ちゃんがいる世帯	こんにちは赤ちゃん事業の説明およびアンケート等をお渡します。		
介護保険	65歳以上の方	資格取得手続をしてください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40~64歳まで要介護認定を受けている方	介護認定の申請中または認定を受けておられる方は受給資格証明書を持参して、要介護認定等の申請をしてください。	
「広報じょうよう」の配布を希望される方	「広報じょうよう」は直接ポストにお届けしておりますので、お手続きは必要ございません。 なお、届かない場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター(Tel 52-9486)までお問い合わせください。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階	
自治会加入を希望される方	ふれあいのある住みよいまちを一緒につくりましょう。ぜひ加入してください。	市民活動支援課 市民活動支援係 ☎56-4001 本庁舎1階	
市立の小学校及び中学校の児童・生徒	市民課で就学通知書をお渡しますので、前の学校からの在学証明書・教科書給与証明書を持参して、新しい学校で入学手続をしてください。	教育委員会 学校教育課 ☎56-4004 西庁舎3階	
7歳6ヶ月未満の方	転入前に受けた予防接種の履歴をお伺いして、まだ受けていない予防接種の予診票を送付します。手続きはこちらから→ 	保健センター 健康推進課 〒610-0111 (富野久保田1番地の1) ☎ 55-1111 FAX 55-1140	
妊娠中の方	前住所地の妊婦健康診査受診券と母子健康手帳をお持ちのうえ、手続きをしてください。 城陽市の妊産婦健康診査受診券と交換します。 <u>交換は予約(R5.4~)になります。</u> 		
犬の登録をされている方	飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400	

*平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による被災者の方は住民票の写し等の証明書発行手数料について、減免措置がありますのでお申し出ください。